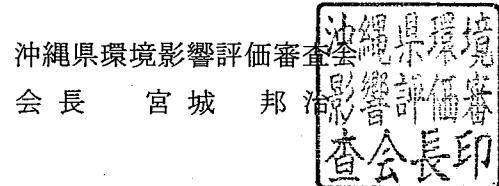




環評審第20号
令和4年10月24日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿



産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業に係る環境影響評価事後調査報告書
の審査について（答申）

令和4年9月8日付け沖縄県諮問環第8号で諮問のあったみだしのことについて、別添の
とおり答申します。



産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業に係る環境影響評価事後調査報告書
に対する答申

1 総論

(1) 沖縄県環境影響評価条例第39条において、環境保全措置要求は環境の保全についての適正な配慮がなさる必要があると認められる時に、知事が事業者に対し必要な措置を講ずるよう求めることができると規定され、同条例第40条では、意見を受けた事業者は環境の保全についての適正な配慮をして、事業活動を行わなければならないとされている。しかし、本事後調査報告書（以下「本報告書」という。）に記載された令和3年3月12日付けの環境保全措置要求（以下「前回の環境保全措置要求」という。）に対する事業者見解では、大気質、騒音、水の汚れ等について対応する旨記載しているが、事業者がどのような検討・対応をしたのか等の記載が十分記載されていないことから、事業者が環境保全措置要求を適切に勘案していないことも考えられ、環境影響を可能な限り回避・低減できたとする総合評価の妥当性の判断ができない。

については、前回意見及び本意見への対応について、十分に検討させた上で、事後調査及び環境保全措置の見直しを行わせ、次回の事後調査報告書にその内容を具体的に記載されること。

(2) 緑化実施予定箇所に長期にわたり仮置きされている廃棄物（燃え殻）がいまだに改善されていないことから、緑化が実施できず、平成27年度に供用開始しているにもかかわらず、陸域動植物及び生態系に係る事後調査も実施できていない。

については、当該廃棄物を迅速に処理させるとともに、処理計画及び処理実績を次回の事後調査報告書に記載させること。併せて、同処理計画の内容に応じて、陸域動植物及び生態系に係る事後調査及び緑化の実施時期を、次回の事後調査報告書に記載させること。

(3) 環境保全措置の変更について

大気質、地下水の水質や廃棄物等に係る環境保全措置など、評価書に記載した環境保全措置を変更して実施した場合は、沖縄県環境影響評価技術指針第4章15の(2)アに基づき、その変更内容及び理由を事後調査報告書に記載させること。また、変更前後の内容を対比させることにより変更部分を明らかにさせること。

2 各論

(1) 大気質について

ア ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排ガス測定の結果、ダイオキシン類の濃度が平成30年度から令和2年度の3年間に4回の基準値超過を記録している。

については、施設の稼働による影響の低減のため、排ガス中のダイオキシン類の濃度について測定頻度の増加や、定期的なフィルターの交換、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める廃棄物処理施設の維持管理基準の徹底などの環境保全措置を講じさせること。

イ 評価書で定めた大気質の環境保全措置として、「排ガス濃度の低減として法規制値より厳しい自主規制値を設定（塩化水素の排ガス濃度を 90ppm とする）」しているが、本報告書では、大気汚染防止法に基づく規制基準値の 700mg/m³N(430ppm)に説明なく変更されている。そのため、事業者が実施した排ガス測定の結果で自主規制値超過が記録されているにもかかわらず、事業者は「今回の事後調査結果は、補正評価書に記載されている調査結果、予測結果及び環境保全に係る基準又は目標との間に整合は図られている」と評価しているが、事業の影響について適切に評価しているとはいえない。

については、評価書で定めた塩化水素の自主規制値と事後調査の結果を比較させ、事業の影響を評価させること。また、自主規制値の超過等が確認された場合、稼働の停止・改善確認等を行う環境保全措置を講じさせること。

(2) 騒音について

施設の稼働時においては、敷地境界において全時間帯で特定工場騒音に係る規制基準値を超過しているが、これは事業者が令和 3 年にスラグ加工施設を撤去し、湿式トロンメルを導入する施設設備の変更を行ったことが要因の一つと考えられる。

前回の環境保全措置要求において、「施設設備を変更する際は、当初実施するとしていた環境保全措置及び事後調査の妥当性について改めて評価した上で、必要に応じて環境保全措置等を見直し、その内容を次回の事後調査報告書に記載」するよう述べているが、本年度の報告書において対応されておらず、また、湿式トロンメルの騒音に関する記載もない。

については、騒音に係る環境保全措置を早急に実施させ、事業の影響を回避・低減させること。また、湿式トロンメルの騒音を測定させ、事業の影響を適切に評価させるとともに、その結果必要となった環境保全措置の追加や変更に当たっては、「1(3) 環境保全措置の変更について」のとおり、その内容を記載されること。

(3) 低周波音について

前回の環境保全措置要求で、「施設の稼働時及び非稼働時の測定」及び「事業の影響の再評価」を求めているのに対し、事業者は稼働時のみの測定及び評価を実施している。

また、No. 3 (東南植物楽園) における 1/3 オクターブバンド音圧レベルが予測結果の 48dB を上回る 60dB を記録したことについて、事業者は東南植物楽園における動物の鳴き声や音楽等の影響と考察しているが、これらがどの程度低周波音を発生し、本調査に寄与しているかなどの具体的な根拠が記載されていないことから、施設の稼働に伴う影響について、客観的かつ科学的に十分な判断根拠を示した上で評価したとは言えない。

については、施設の稼働時及び非稼働時による影響を適切に把握させること。また、事業の影響の把握に当たり、本区域外において発生源が考えられる場合には、当該発生源を特定させ、本事後調査に対してどの程度寄与しているか明らかにさせるとともに、これら事後調査の結果から、必要となった環境保全措置を適切に講じさせること。

(4) 水の汚れについて

対象事業実施区域（以下「本区域」という。）に降った雨水等は雨水溝により雨水貯留槽に集水され、本区域外には排出されない環境保全措置を講じるとしていたが、緑化予定箇所周辺の雨水溝には、長期にわたり廃棄物（燃え殻）が仮置きされており、その機能が果たされているか確認できない状況である。

また、令和4年9月27日に実施した沖縄県環境影響評価審査会の現地調査時に、本区域内の雨水溝の一部が燃え殻等により埋まっており、その上部を本区域外の方向へ水が流れている状況が確認されていることからも、雨水等の与那原川への流出が懸念される。

さらに、今回の事後調査において、水の汚れの調査地点であるNo.1 与那原川におけるダイオキシン類の濃度が基準値を超過しており、また、前回の環境保全措置要求でも「事業によるダイオキシン類の影響の可能性を指摘した上で、事業による影響はないとする科学的根拠を示し、適切な評価を行う」よう求めたにもかかわらず検討されていないことから、事業の影響について明らかにする事業者の姿勢が不足している。

については、雨水溝、雨水貯留槽の適切な維持管理など、雨水等が本区域外へ流出しないよう環境保全措置を確実に実施させ、環境保全措置の効果を検証させること。

また、本区域内で集水した雨水等のダイオキシン類の組成パターンと河川水のダイオキシン類の組成パターンの比較を行わせるなど、事業による影響を調査させた上で、必要となる環境保全措置を実施させ、次回の事後調査報告書に記載させること。

(5) 地下水の水質について

本報告書では、調査期間中の令和4年3月26日から4月3日（9日間）において、うるま市宮城島において連続的に観測された降雨量は118.5mmであり、本区域内で降った雨量は2,318m³となり、雨水貯留槽の総量4,770m³を超えていたとしている。事業者は、これを根拠として、地表に蓄積した汚染物質等を含む表流水はすべて雨水貯留槽に集水できているとし、本区域外へ流出して地下浸透する等の周辺環境に及ぼす影響については、環境への影響の回避又は低減に係る評価に適合していたとしている。

しかし、気象庁の気象データでは、沖縄市胡屋において、令和3年7月17日～25日（9日間）に降雨量290mmが記録され、当該降雨量での本区域内の総雨量は5,672m³となり雨水貯留槽の容量を超えることになっているが、どのような対応がされたのか記載されていない。

以上より、評価に当たって根拠が十分に示されていないことから、以下の内容について検討させ、必要に応じ追加の環境保全措置を講じさせること。

ア 次回の事後調査報告書では、降雨のピークを適切に捉えていることやどのような対応がされたのかを明らかにさせた上で、事業実施による影響について評価させること。

また、降雨量による雨水貯留槽の容量を超えていたことにより、事業の影響が低減されたとする評価に当たっては、雨水貯留槽の水位データを次回の事後調査報告書に記載させるなど客観的に示させた上で、評価させること。

イ 前回の環境保全措置要求で、設置する雨水貯留槽の容量を上回る降雨がある場合には、関連会社へタンクローリーで搬入することについて現実的な措置になっているか検討するよう述べているところだが、本報告書において、検討内容が示されていないことから、次

回の事後調査報告書へ記載させること。

(6) 底質について

底質の調査結果については、「2(4)水の汚れ」で述べているとおり本区域に降った雨水等の与那原川への流出が懸念されることから、事業の影響については小さいとする事業者の見解は妥当性の欠ける内容となっており、事業の影響を適切に評価できていないと考える。

については、本調査についても、前回の環境保全措置要求の「水の汚れ」で求めたように、本区域の上流側と下流側に調査地点を設けることや、底質への事業の影響を把握するために、本区域内で集水した雨水等のダイオキシン類の組成パターンと底質のダイオキシン類の組成パターンの比較を行わせるなど、事業の影響について判断できるような調査を実施させること。併せて、事業の影響が懸念される場合においては、本区域から表流水が流出しないよう雨水溝、雨水貯留槽の適切な維持管理の実施等の環境保全措置を徹底させること。

(7) 廃棄物等について

資源として再利用するとしていた溶融スラグ生成については、スラグ加工施設を撤去したことで実施しないことになった。そのため、焼却灰を建設資材として再利用するとしているが、焼却灰については、発生量や処分量、再利用率、性状、再利用の状況などの具体的な内容が記載されていないことから、次回の事後調査報告書で記載させ、環境保全措置としている資源の再利用について、徹底させること。